

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL：044(200)3708/FAX：044(200)3800

E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

市民のみなさんとともに 市民自治の拡充に向けた 各種制度の検討を進めます

川崎市では、地方分権時代にふさわしい市民自治制度の確立に向けて、『自治基本条例』の策定、『住民投票制度』の創設、『区行政改革』に向けた取組を行うこととしています。このため、左の委員会を立ち上げて、具体的な検討を行っていくことになりました。

市民自治制度検討委員会
市民自治制度の確立に向けて立ち上げる次の3つの検討委員会の調整等を行います。

自治基本条例検討委員会
公募市民と学識者からなる委員会を立ち上げ、市民と行政の新しい関係を明示するルールとして、『自治基本条例』の検討を行います。

住民投票制度検討委員会
市民意見を政策決定に反映させる仕組みとして、『住民投票制度』について法律上の問題点等の整理、検討を行います。

区行政改革検討委員会
分権時代にふさわしい区行政のあり方について検討を行っていきます。

なお、住民投票制度、区行政改革については、本年度は学識者による課題の整理を中心に調査・検討いただき、平成一六年度に正式な委員会として、市民公募委員も含めてご検討いただく予定です。

今後、この紙面を通じて市民自治制度の取組動向をお知らせし、多くの市民の方々からご意見をいただきたいと思います。

第一回自治基本条例検討委員会が開催されました

～ 来年八月に向けて自治基本条例の検討が始まりました

平成一五年一〇月二二日(水)に自治基本条例検討委員会の第一回委員会が高津区役所保健福祉センター保健ホールで開催されました。

はじめに、阿部市長から、四名の学識者委員と三名の公募市民の方々に委嘱状が交付されました。

そして、市長から「自治体の基本法としての自治基本条例について、意欲的な議論をお願いしたい」とのあいさつがありました。

その後、委員長と副委員長の選任が行われ、委員長に辻山幸宣さん(財団法人地方自治総合研究所理事・主任研究員)、副委員長に小島聡さん(法政大学人間環境学部助教授)が選任され、市民委員から選任される副委員長は、後日選任されることになりました。

また、委員長からは「自治基本条例は市民の方々がつくるものです」とのあいさつがありました。自治基本条例検討委員会は、今後、来年の八月の最終報告書の作成をめざして活動を行っていくこととなりますが、次回の委員会では、本格的な検討に入る前に、お互いの自治基本条例に対する思い、考え方を自由に語っていただくこととなりました。

一月までの委員会は次の日程で行います。 傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。

- 一月二二日(水) 一八時三〇分 於 高津区役所保健福祉センター保健ホール
- 一月二七日(水) 一八時 於 高津区役所第一会議室
- 一月二五日(木) 一八時三〇分 於 高津区役所第一会議室

なお、委員長、副委員長以外の学識者委員は、金井利之さん(東京大学大学院法学政治学研究所助教授)、村上順さん(神奈川大学法学部教授)です。



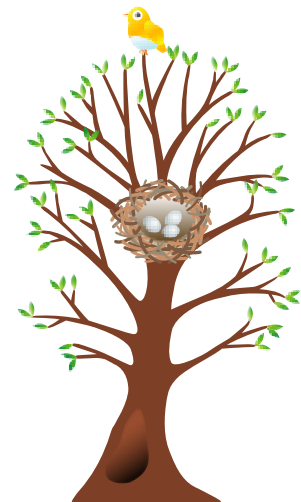
辻山委員長あいさつ



小島副委員長あいさつ



委員の方から意見・質問も寄せられました。



立派な《自治の木》に育てよう!

市民自治制度検討委員会が設置されました

かわさきの自治の拡充に向けて

平成一五年一〇月一五日(水)に市民自治制度検討委員会の委嘱状交付式が市長応接室にて行われ、阿部市長から委員の方々に直接委嘱状が手渡されました。

委嘱状の交付の後に、市長から「自治基本条例、住民投票制度、区行政改革の3つの委員会での検討内容について調整をお願いしたい。これらの検討は、市民中心の自治確立のための大きな改革になるため、是非ご協力をお願いしたい。」との発言がありました。

これについて、委員からは「自治基本条例については、まだ限られた地方公共団体が実験的にやっているだけで、大都市でつくるのは初めてとなることから、全国的影響が大きくなる。全国のモデル条例となるようなレベルの高いものになることを期待している。」などの意見が寄せられました。

市民自治制度検討委員会では、今後、平成一六年度中に策定する新しい総合計画と整合を図りながら、自治基本条例、住民投票制度、区行政改革の3つの委員会での検討内容について調整を行っていくこととなります。

委員の方々は次のとおりです(は委員長)。

石原信雄さん(財団法人地方自治研究機構理事長)

辻 琢也さん(政策研究大学院大学教授)

辻山幸宣さん(財団法人地方自治総合研究所理事・主任研究員)

寄本勝美さん(早稲田大学政治経済学部教授)

辻委員は当日欠席



市長から委嘱状が交付されました



今後の進め方について議論しました

市民自治拡充に向けたこれまでの市の取り組みと

自治基本条例検討委員会のスケジュール

川崎市では、これまで「市民自治の拡充に向けた新たな制度の意義・枠組み」を研究する一環として、平成一三年度から、自治基本条例についての論点整理等の作業を進めてきました。

その検討経過を、平成一五年の三月に開催した「かわさき版自治基本条例フォーラム」で報告しました。また、同八月・九月には、自治基本条例に関心のある市民の方を対象として、「自治基本条例を考えるミニフォーラム」を市内2会場(川崎・溝口)で開催しました。

こうした流れを受けて、今回新たに設置された「自治基本条例検討委員会」では、以下のとおり、平成一六年八月の最終報告書提出を目指して、本格的に作業を進めていくこととなります。

また、同時に検討を進める「住民投票制度検討委員会」と「区行政改革検討委員会」では、「自治基本条例検討委員会」の議論にあわせながら、具体的な制度設計について検討を進めることになっています。

「自治基本条例検討委員会」における検討作業の節目では、その検討内容について、広く市民の方々の意見を聞く市民協議の場を設けることを予定しています。

この市民協議の内容も含め、検討委員会での具体的な検討内容、進め方等については、自治基本条例検討委員会での議論を通じて決定していきます。

H15.10.22

「自治基本条例検討委員会」の発足

中間報告の取りまとめ

4月下旬の休日(市内2ヶ所で開催予定)

検討委員会主催の市民協議《中間報告》

インターネット等を通じた市民意見の聴取

市民意見の反映・最終報告案の取りまとめ

7月下旬の休日(市内2ヶ所で開催予定)

検討委員会主催の市民協議《最終報告案》

インターネット等を通じた市民意見の聴取

市民意見の反映・最終報告案の修正(最終報告に)

8月下旬

市長報告

委員会の目標

委員会の最終報告を踏まえ、行政が条例案文を作成

パブリックコメント等

必要に応じて、行政が条例案文を修正し、市議会へ提案

『かわさき版自治基本条例』の制定

H15年度

H16年度

(編集部から)

今後、自治基本条例検討委員会については、月に一、二回程度開催されます。委員会の中でも、委員だけでなく他の市民の方々の意見を聞くことが重要との指摘もありました。委員会の方々の情報は、紙媒体、インターネットなどで提供していきますので、お気軽にご意見をお寄せいただければ幸いです。